

# 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、  
・事業所の確保  
・2人以上の常勤職員 又は  
500万円以上の出資金等  
の要件確認が必要



### 特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の  
要件確認を、6月間猶予



### 効果

外国人起業家等の受入れ促進

## 規制改革の概要

海外

日本で  
創業！

創業希望  
外国人

【創業を希望する外国人】  
自治体に事業計画を  
提出、確認

入国(上陸)審査



【通常求められる要件】

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員  
or 500万円以上の出資金等

6月以内に  
満たせばよい！

特  
例

上陸  
許可  
(6月)

創業活動

在留審査(期間更新)

要件確認

在留継続

6月

